

第八十四回国会 参議院法務委員会會議録第五号

昭和五十三年三月二十八日(火曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

三月二十四日

上田 哲君

三月二十七日

辞任 田山 雅也君

補欠選任 小谷 守君

補欠選任 奥村 俊光君

出席者は左のとおり

委員長 中尾 辰義君

理事 八木 一郎君

委員 山本 富雄君

寺田 熊雄君

宮崎 正義君

大石 武一君

上條 勝久君

初村 滝一郎君

藤川 一秋君

丸茂 重貞君

阿具根 登君

秋山 長造君

小谷 守君

橋本 敦君

柿沢 弘治君

江田 五月君

国務大臣 瀬戸山三男君

法務大臣 前田 宏君

政府委員 法務大臣官房長 前田 宏君

法務大臣官房副 前田 宏君

法制調査部長 枇杷田泰助君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務 大西 勝也君

総局総務局長 勝見 嘉美君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

総局人事局長 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

総局刑事局長 岡垣 勲君

事務局側 常任委員会専門 奥村 俊光君

本日の会議に付した案件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中尾辰義君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。委員の異動について御報告をいたします。委員の異動について御報告をいたします。

○委員長(中尾辰義君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをしますが、成田空港の開港を控えて反対派の実力行動が起きま

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをしますが、成田空港の開港を控えて反対派の実力行動が起きま

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをしますが、成田空港の開港を控えて反対派の実力行動が起きま

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをしますが、成田空港の開港を控えて反対派の実力行動が起きま

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをしますが、成田空港の開港を控えて反対派の実力行動が起きま

法務当局も治安の維持を全般として担うという立場があり、仮にそういう事態があらましてもやや時間がかかりますから、現在の法制、制度のもとでもう少し周到な警備対策をとらなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 ただいま法務大臣が御自身で対外的な信用の問題をおっしゃったわけですが、確かに内外の信用を失った、これは政府が、すよ、そういう面も否定できないと思ふんですが、これは法務大臣、国務大臣として政府の政治責任につきましてはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 政治責任がない、かようなことは申し上げないわけでございますが、政治責任のとり方でございまして、けれども、それよりも、こういう際には冷静に事態を見詰めて、いま申し上げましたように、内外にわたって安心ができるように対策を講ずる、これが政府の最高の政治責任であると、かような考え方をとおるわけでございます。

○寺田熊雄君 今回の事件が内外の政府の信用の失墜につながりましたと同様に、私も、もとに戻りまして、果たしてかの地に空港を建設したことが適切であったかどうかという問題にもさかのぼらざるを得ないと思ふます。ことにやはり大衆の抵抗といえますか、現地の農民などの抵抗運動、その強さなどを余りにも軽く見られたのではないかと印象を持たざるを得ないわけであり、住民と徹底的に話し合い、その同意を得ながら公共事業を推進する、という態度を持ちませんと、政府は権力を持っているので公共事業のために私の利害はもう捨てて願わないという態度を貫きますと、それが大きな災いとなって政府の側にはね返ってまいります。そういう点については法務大臣、これは国務大臣としてどういふふうにお

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをしますが、成田空港の開港を控えて反対派の実力行動が起きま

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをしますが、成田空港の開港を控えて反対派の実力行動が起きま

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをしますが、成田空港の開港を控えて反対派の実力行動が起きま

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをしますが、成田空港の開港を控えて反対派の実力行動が起きま

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをしますが、成田空港の開港を控えて反対派の実力行動が起きま

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをしますが、成田空港の開港を控えて反対派の実力行動が起きま

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをしますが、成田空港の開港を控えて反対派の実力行動が起きま

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをしますが、成田空港の開港を控えて反対派の実力行動が起きま

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねをしますが、成田空港の開港を控えて反対派の実力行動が起きま

考えてしょうか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) おっしゃるとおりに、仮に空港をつくる、あるいはある種の公共事業をやる、こういう場合でも、国内でやるわけでありますから、直接国民に重要な関係があるわけでございます。でありますから、ただ権力があるから、必要だからやると、やるのだと、こういう簡単な考えではやっておられないつもりでございます。またそうあってはならない。必要性の理解を求め、なおそれによって生活上の損害その他受ける方にはそれ相当の措置をしてやるべきである、こういうことで現在やっておりますつもりでございます。

なお、成田空港の場所の問題に触れられましたが、これはもう十数年前に決定したわけでございますけれども、これも空港というのは、私専門家じゃありませんが、場所さえあれば、土地さえあればどこでもというわけにはいかないらしいです。気象条件、各種の他の交通機関との関係、空域の問題あるいは気象状況あるいは交通問題、そういうものを総合して、どこにすべきかということを選定するわけでございます。成田の場合にもいろいろ御意見がありますけれども、まあこの狭い日本であの辺が適地じゃないかと、またそれにふさわしい土地もあったと、こういう状況で選定したわけでございます。そこであの選定の場合には、もちろん農地が大部分でありますから、生活に大きく影響がある。でありますから、十分というのとはどこまで十分かわかりませんが、わが国の国際空港を設置することはきわめて今日の時代大事でございますから、他の公共事業とはやや趣を異にしている。地元の農民その他の皆さんには特別な措置を講じてお話し合いを進めてきたわけでございます。でありますから、大部分の方は理解をさせていただいて、それに応じてもらってお願いでございますが、一部の、数を私はここで明確には記憶しておりませんが、一部の皆さんがなかなか御賛成がなかったと。これが今日に至っております。しかしそれに対しては政府としては、

運輸省が直接の関係係省庁でありますけれども、やはり御理解を得るためにそういう生活状況等についてもいろいろお話し合いをして、できるだけのことばしたいと、こういうことで今日に至っておりますわけでございます。今日のこのいわゆる反対闘争の実情を見ますと、これは見方がいろいろあると思えますが、いまやそういう問題とは、かたは離れておいて、もう主体が別になってしまつておる、ねらいが別になってしまつておる。いわゆる反権力闘争といふか、率直に言つて革命闘争の拠点にしてきておると、これが現在の状況である。私もこれは認識をいたしております。いわゆる空港設置に関する農民の反対運動とは質を異にしてきておる、これを利用しておる。こういう状況が今日あつて過激な状態になってきておる。これはわが国の民主主義国家としての、法治国家としてあるまじきことである。こういう考え方に立つて、これに対応しなければならぬ、こういう立場にあると考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 最後に法務大臣に一つお伺いしたいのは、破防法の適用について、新聞紙上に、公安調査庁に大臣が検討を命ぜられたという報道がございます。これは予算委員会や警察庁の警備局長が、考えていないという答弁をしたようでありますけれども、本来の領域はこれは法務省の領域だと思つておるが、これについてはどうお考えになつていらつしやるか、この点と、もう一つは、何かそれと別に他の特別的な立法を考慮していらつしやるのかどうか、この二点についてお答えいただきたいと思つておる。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 破防法云々というところが一部新聞に何か私が指示をしたような記事があるのを私も見ました。結論的に申し上げると、そういう事実はございません。御承知のように、破防法を適用すべきかどうかというところは、そのためにある公安調査庁は常に検討をしておるわけでございます。この事件について特別に破防法によって対応しなければならぬという結論はまだ聞いておりません。私の方から適用云々の指示をしたことはございません。

したことはございません。

これは少しお尋ねには触れないことになるかも知れませんが、いまの成田空港等におけるいわゆる暴力集団と私は思いますが、そういうグループというものは破防法に直接当たるとか非常に疑問のある集団でございます。仮に破防法で解散その他をやりましたも、率直に申し上げて実効はなかなか期待できない、いわゆるゲリラでございますからグループも特定されておらない。常に隠密の姿であつておることをしておるといふグループでございますから、仮にこれを解散させても、常に散らばつてやつておる性質のものでございまして、直ちにこれは破防法を大上段に振りかぶつておられますから、最初申し上げましたようにさうなことを現在考えたことはございません。それから他の新しい立法ということもございません。これはどういふ立法云々ということもいいますが、お尋ねの新しい立法云々も先ほど申し上げましたように、いずれにいたしましても、あれほどの警備態勢をとつておるが御承知のような事態が現に起こり、しかも長年かかって膨大な経費を費して、いまや開港前の空港が機能喪失の状態になつたわけで、結果になつたわけで、これを現在のさつき申し上げましたように法制の中で措置ができないのかどうか、どこに欠陥があるのか、あるいは警備態勢そのもののミスによるものか、法律上これ以上はできないのか、こういう点はよく分析をして詰めなさいということを示しておるわけでございます。それによつてどうして法制上何か措置をとらなければいかぬという結論が出れば、これはさらに検討しなければなりませんけれども、そういう新しい特定のものを構想をして法制を検討しようと言つておるわけではございません。いま申し上げましたように、現在の制度であのくらいいしかなければ、どうしてもできないのかどうか。もしできないならばあつていふ事態を放任するわけにいきませんから、あるいは新たな

措置を講ずるといふことを国会にお願いをしなければならぬかとも思いますが、まだその段階には至つておらない、こういうことでございます。

○寺田熊雄君 なお法務、検察の問題に関連していま一つ御質問を申し上げますが、最近環境庁で水俣病患者の方々が環境庁長官に面接を求めて座り込みしたですね。それが警察力で排除されている。それはそれなりの理由もあると思つておるけれども、ただあの問題は元来国家にも責任がある一般的な問題は行政上の責任であるか、政治上の責任であるかは別といたしまして、責任のあることは間違いないと思つておるが、その発生についての責任と同時に患者の救済面に対する責任については、これは熊本地裁で一応県についての判断が示されておるわけですが、もしかし果てにその監督責任というものはまた国にもありますので、そういう意味の国の責任も免れがたいと私もは考えておる。それはそういう根本的な事情が基礎にありまして、患者が速やかな救済を求めて座り込む、排除されると。今度は正規のルートを通じて環境庁長官に面接を求め、これは国民対政府あるいは国民対官庁の関係で当然健全な常識、社会通念の上で許されるべき行為だと私は見ておりますけれども、それが犯罪として逮捕されるといふことになりまして、私もとしましては大いに了解したいというふうにお尋ねしておるわけでございます。これは法秩序全体の目的というものがよく最高裁判所の判例に出てまいりますけれども、法秩序全体の見地から当然是認されてしかるべきものと考えるのですが、法務大臣、この点については御所感を伺ひできますか、できればお伺いしたいと思います。

○国務大臣(瀬戸山三男君) これは環境庁の問題であります。水俣病の私も詳細は正直のところ知りませんが、水俣病という、あるいは化学物質によつて損害を受けておる、損害といひますか、体に障害がきておる。これに対してはむしろ人対

策を立てるべき問題だと思っております。これは現に国、異協力してやっておるわけでございます。その限度がどうであるかということはいろいろ問題があるようでございます。ただ、それが環境庁その他の問題でございますが、私直接ではありませぬけれども、あの排除の問題、これは環境庁長官の閣議における報告等聞いておりますと、もちろん平穩な請願といいますが、陳情、これは当然であります。遺憾ながら最近、全部じゃありませんけれども、何とか、座り込みといいますが、役所の執務を妨げるような状態で行っておられる。相当長期にわたってやっておる。特にあの合同庁舎は環境庁だけでございませぬで、ほかの省庁も出入りに困難をしておる。役所の人が地下道から入らなざるならぬと、こういう状況というものは私は正常な姿ではない。そういう意味で、やむを得ずああいう排除措置をとらざるを得なかつた、こういう報告でございます。いろいろ御意見があると思はれますが、やはりこれも一つの法秩序に関係があるものだと思います。程度の問題でございますけれども、平穩な話し合いはいつでも構えてございませぬが、そういう状態ではないということのようでございます。

○寺田熊雄君 法務大臣のどうもちょっといまの何か……三人の平穩な面接を求めた行為、それがあの逮捕という処分を受けたということなんです。たかさんの人が排除されたというのじゃなく、川本さんという方外二、三名の方が平穩に面接を求めた行為に出たのが逮捕されたということが報道されておるわけですが、それについて伺いたい。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 私もそれは別は環境庁長官からも聞いておりませぬし、それこそ新聞報道だけでございませぬが、新聞報道によりまして、前にああいうことがありましたから、あそこは監視が警察がよく知りませぬけれども、いわゆる役所、公務所でございますから、入り口をふさいでおった。ところが、そのへいを乗り越えて侵入をした。これは言いかえると住居侵入というのでしようか、何か侵入ということになるのでしようが、そういう事態で逮捕した、こういうふうな理解しておるわけでございます。

○寺田熊雄君 それはもう、法務大臣にはそれだけにいたします。

最高裁の方にお伺いしますが、いままでもしばしば速記官の充足についてお尋ねをしたわけですが、最高裁におかれてはその充足のためにいま最善の努力をされているということでありましたけれども、依然として欠員が多過ぎますし、その欠員の充足も今後数年を要するということなんです。その困難についていろいろと、余りたくさん採る局長が弁明していらつしやる。余りたくさん採ると質の悪い者が入るといふようなことでもありました。それから、非常に技術の習得に適正もあるし、努力もあるし、一挙にはいかないのだということがありましたけれども、これはどうなんですか、国会の速記官と比べますと、国会の速記官はほぼ充足されておるといふことで、そしてその待遇でもかなりな配慮がなされているということ聞いております。この待遇面の配慮という問題を、私どもこういう特別給料表というふうなものでうかがうことができるのですが、裁判所速記官の場合はそういう待遇面で特に他と比して有利な地位を与えたいというふうな、そういう御努力はなさっておられないのでしょうか。もしどうしてもし、やっぱりそれを考慮するほかにないのじやないか。ことにその技能の習得に大変な努力が要するのだ、また適正も必要なのだと、このことになりまして、やはりそれだけの待遇に値するのじやないかと私どもは考えるのですが、この点いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 速記官の欠員及び充足に関しましては、寺田委員から再度詳細にわたりましてお尋ねがございました。大変欠員の充足について非常に遅々たる速度でございます、はなはだ申しわけなく思っている次第でございます。

ございませぬ。ただいまのお尋ねは待遇との絡みでのお尋ねでございますので、まず待遇面について申し上げますと、特に速記官についての特別の給与体系はつくっておられませんけれども、裁判所職員の手記官を含めまして一般職員と比べますと、たゞいま御指摘のような高度の技術を要するという趣旨から、相当一般の職員と比べて優遇しているつもりでございます。どうも採用の隘路は、待遇面ももちろん関係ないというわけではございませんが、単純に待遇面との関係だけではないようでございます。まして、委員特に御承知のとおり、裁判所採用しておりますいわゆるソクタイプ方式というものの採用については技術習得が非常な時間といわば手間がかかるということもございまして、どうもある一定数を採りましても脱落者が多い、あるいは広く門戸を外部に求めてもなかなか適格者が集まらないというところが実情でございます。しかしその中からできるだけのことをやっております。前回は御指摘がございましたが、昨年の十二月一日で百九十六の欠員がございました。今度書記官研修所の速記養成部から三十名近く出ますので、結局四月一日現在を推定いたしますと、わずかでございませぬが、百六十七の欠員ということになる見込みでございます。今後ともできるだけの努力はいたすつもりでございます。

○寺田熊雄君 従前と比べてやや積極的な御姿勢をうかがうことができてまして、私としては大変満ち足りております。いま局長、待遇面でかなりの考慮をされているというお答えでした。これは結構ですが、国会の方は速記官について特別な給料表を設けておるようです。そういう面も権衡上やはり御考慮になりまして、待遇面で一段と考慮をなさるようによ望しておきますが、この点いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 裁判所の速記官につきましては、国会の速記者の方々の関係で前から御質問ございましたし、私どももいたしまして、同種のいわば職種でございますので、十分その点は検討し、かつ努力いたしているつもりでございます。将来ともいまの欠員の解消とも絡みまして、十分待遇面では前向きで処していきたいというふうな考えをしております。

○寺田熊雄君 終わります。

○宮崎正義君 法務大臣にお伺いいたします。まことに残念な事件が起きてまいりました。新東京国際空港開港直前にして過激派による管制装置の破壊、これはこの事件についてはまことに政府に重大な責任がある。この点について大臣の、法務大臣として、また国務大臣としてのお考えを伺っておきます。時間が制限されている中でございませぬので、問題を五点左右申し上げて、それぞれの御答弁を願いたいと思はれます。

本日の閣僚会議でいつごろまでこの延期をしてくるようになったのか、その点予定される期日がわかっておれば、それを御答弁願いたいと思はれます。また、大臣が二十七日の閣僚会議で、新聞にはこのように報道されておりますが、従来の警備のやり方では限界にきているというふうな大臣のお話があったというふうな報道されております。ただいま寺田委員から種々お話がありまして、大臣としては、現行法で許される限りの警察権の行使だとか、過激派取り締まりのための法改正、あるいは新規立法の可能性を含めて、今後取り締まりをするというふうな御答弁があったようでありませぬが、重ねて新規立法ということに對するお考えを伺っておきたいと思はれます。

それから、第二番目といたしましては、國際的に与えたこの今回の事件、國際的な信用をなくしていく、各國際間に与えた損失問題等、国務大臣としてどのように考えておられるのか。これをまたどのように信用の回復、あるいは損害を与えたことに対しての補償、そういうふうなことをお考えになっておられるのか。報道によりまして、アメリカの有力紙の新聞もトップ記事でこの問題を取り扱っているというふうにも報道されております。この点についての責任ある法務大臣としての

お考えを伺っておきたい。  
さらには、この開港がおくれたことによりまして、従来もそうでありましたけれども、この開港を目指してとうとう財産まで全部つぎ込んで、新空港に一助の役としてでも、何とかしてでも商売をして、そして生計もそこから得ようとして農地を売った方々も、その事業に携わろうとしたその方々が、今回またさらに開港がおくれるということに對するその住民の方々と農民の方々と對する、また関係業者に對する損失、それらの補償というふうなことも國務大臣としてどのようにお考えをしておられるのか。

最後には、農家の方々あるいは住民の方々と今後もっと話し合いを進め、そして談合していく考え方、どのようなお考えをお持ちなのか、國務大臣の立場として私は伺っておきたいと思つておられます。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 数点に對してのお尋ねでございますが、第一点の次の開港時期、これは実は先ほど寺田委員にお答えした中で申し上げましたが、今日の段階では、破壊された機器は月半ばごろまでには修復可能であると、これは専門家の意見だそうでございます。しかし、運輸省当局としては、先ほど申し上げましたように、航空機でございますから、国内的にも國際的にも何となく不安を与えた状況でございますので、ただ破壊された機器が修復されたというだけではすぐ開港ということは適當でなからう、こういう観点から本日は開港延期ということだけを決定いたしましたわけでございます。

そこで、さらに航空機の運航の安全、それから警備体制の安全、それから施設上の防護措置、こういうことも必要であらう。こういうことをして内外にわたって安全運航に信頼を得るようになさなければならない。こういう観点から今日の段階で、きのうのきょうでございますから、開港を延ばしていつやるというふうなそういうことでなしに、もう少し慎重にあつてやらないでやるべきである。私もそういう発言をしておきましたが、閣議ではそういう方針が決まりました、そこで次の開港日を

どのくらいにするかということは、できれば次回閣議で決定をいたしたいと、こういうことになりましたわけでございます。とにかく安全が第一でございます。安全に對する信頼が第一でございます。それから、そういう落ちついた態度で次の段階を決めなければならない、かようにしておるわけでございます。

それから、警備の限界云々という私の発言でございますが、これは先ほど寺田委員にもお答えしたとおりでございます。事実関係としては、御承知のとおり、あれほどの膨大な警察を動員して警備しておられるが、現に暴力によって破壊されてしまったわけでございますから、そこでは、のやり方では限界ではないか、どこに一体ミスがあったのか、私は率直に指摘したわけでありまして、空港の中核部門をやられたことはまさか、これはミスである。あそこに警戒不足でありました。こういう点を含めて、もう少し方法はないのかどうか、現行法では限度なのかどうか、こういう点を法務、検察十分に検討をして、もしこれで足りないというならば、どういふ法制をつくればそれじゃちゃんとできるのか、そういうことが必要なのかどうか、それをあわせて検討する必要はあるのかどうか、いまのやり方で限界じゃないかと、現に起こったわけでございますから、そういう意味でございます。

それから、第三の國際信用云々、これは先ほど申し上げたとおりでございますが、きょうの閣議でも、運輸大臣からも特別な発言がありました。世界全体の成田を使用しようという各關係の航空会社、そういう点にも直ちに連絡をとって事態を説明し、今後の措置等も説明をして了解を得ると、こういうふうな方法をとることにいたしましたわけでございます。

海外の損害補償というお話がありました。それはどの程度あるのかそいつはわかりませんが、それまでは羽田空港を使うということになりますから、その点までは私考えておりませんけれども、いづれにいたしましても、この事態に對する

理解と今後安心して使用してもらおうように全力を挙げて各關係国に理解を求め、こういう措置をとるといふことにいたしております。

それから、遅延によりまして今日までも十数年、十一、二年、あそこに設置すると決めてから十一、二年でありましたけれども、もう数年前から御承知のとおりいろいろ施設をしたりなんかして大変困っておられた状態の中で、間もなく開港ということに非常な準備を進めておられた、こういう関係がたくさんあるわけでございます。そういう問題についても、けさの協議の中で特に私は、こういう問題もこれはまさに政府行政の欠陥によってそうなつたのだから、どういふ損害があるのかわかりませんが、これに對しては政府としては資金の援助その他必要があるものはやはり理解を得るために万全の措置を講ずべきである、こういうことで反省もし閣僚協議会では了承されておる、こういうことでございませう。

それから、これは運輸大臣もよく発言されておりますが、いづれにいたしても一部農民等においてはまだまだ不足な点があつて反對運動に参加しておられる方があつてございまして、これも精力的に今後話し合いをし、できるだけ理解を得るよう努力をしたい。これは当然のことでありまして、そういうことを進めよう、こういうふうにしておることを申し上げておきたいと思つておられます。

○宮崎正義君 國際的にもこれは大きな問題で、開港をするということであり、わが国もそうでありまして、世界各國、關係各國はこの準備のためいろいろな費用を使つておられると思つて、そういうふうな費用等も含めて、私は、信用と同時に、与えた損失というに對することも見直されていくような対策を講ずべきであるといふことを要請しておきます。

細かいことをいろいろ申し上げたいわけでありませんが、時間が来ておりますのでこれでやめますけれども、非常に後手後手へと回つた警備体制というふうにも報道等で私は感じられるわけでありまして、あくまでも、攻める側の立場になつて警備するといふことが万全の策になつてくるのじゃないかと思つておられます。非常に考え方が、また陽動されてから初めて今回の事件の中身が、彼らたちがやつた作戦がわかつたようにも思つておられますが、二度とこういう不祥な事件が起きないように私は要請をして質問を終わります。

○橋本敦君 私、初めに成田問題について大臣の若干の所見を伺いたいと思つておられます。

まず第一に、國民も私も、あのような暴力的無法な破壊活動が激化をして、開港直前に重大な事態が起ころはせぬかという重大な不安と心配をしていたわけですね。たとえば、成田への航空燃料の輸送、この列車に對して火災びんを積んだトラックを暴走させるとか、あるいは木を切り倒して脱線転覆をはかるとか、もし仮にこれが成功しておれば大変な惨事が起ころわけですね。こういう彼らの過激な闘争ということがいよいよ開港に向けて一層激化して、付近住民やあるいは開港それ自体に重大な支障が起ころはせぬかという不安を持つておられたことは事実です。言つてみれば、その不安が一つは現実のものになつた。だから、この事態が起つてあつて政府が政府声明を出すといふのは遅過ぎるのではないかと、もっと事前から彼らのこつこつした破壊暴力活動に對して厳しい警告と体制をとつて、もっと万全の処置をとるべきではなかつたか。國民は私は政府にそのことを一つの批判として強く求めていると思つておられますが、政府は、政府声明を出すという立場で、そう

いつた政府の責任ということを感じておられるでしょうか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 橋本委員のおっしゃるとおりだと私は思います。私も、一連の最近のこの種いわゆる暴力集団といいますが、過激派の行動については、率直に申し上げて神経をたがらしておるわけでございます。先ほども触れましたけれども、彼らの目的達成のためにいまの民主主義体制に挑戦する、こういうことを言明しておるわけでございますから、ゲリラ的でありまして、いかに手段を講ずるかこれは予測したいわけでありまして、そういう観点に立って対応しなければならぬ。成田空港を最高の目標としておる、こういうことはおおよそ見当がつくわけでございますが、そういうことも閣議等において話されたが指摘をして警戒するようにということをおっしゃっていただいたわけでございますが、結果的には、先ほど述べたたびたび申し上げたけれども、やはり相当ミスがあった、これは認めざるを得ないわけでございます。そういう意味で、われわれは責任を免れるというような考え方は全然ございません。国民の皆さん、あるいは国際的にも安心してもらえるような体制を速やかにとらなければならぬ、こういうことを声明にも出し、そういう覚悟でおるわけでございます。

○橋本委員 大臣は、ああいった私どもの言葉によれば全くの左翼、過激暴力集団、これが民主主義の敵であるということまではっきりおっしゃった。私もはかねてからこのことを強く主張してきたわけですね。たとえば、国立大学の中で過激暴力集団が国の施設である大学を占拠して、そこを武器庫にし出撃基地にしておる。こういうことを放置しておいていいのか。学園から暴力を一掃せよということも声高く言っていました。また市民運動の中でも彼らの盲動する過激暴力活動というものは許されぬということも言っていました。とりわけ私がここで指摘したいのは、あの成田空港それ自身が、なるほど計器その他は半月かそこらで修繕できるかもしれないが、無

数の彼らのゲリラの拠点なりあるいは彼らの盲動する成田空港襲撃の基地を周辺にそのままにしておいて、一体開港して今後安全が保持されるだろうか。私は、国際パイロット協会がきのう、安全という観点から開港を急ぐことは反対だという趣旨の申し入れをしたのもこれも無理ないと思うし、付近住民やあるいはあの空港に勤める人たち、利用する人たちが開港以後も重大な不安を抱えているわけですね。政府はこのところ目をつけて一体どう対策を講じようかとされているか、私はここが聞きたいのです。閣僚会議あるいは政府としてその点についてどういう方針をお持ちなんでしょうか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 細かい点にどういう措置をとるか、こういうことについてはこれは警察と協議しなきゃなりません、おっしゃるとおり、開港にこぎつけたいという問題ではございません。むしろ、新聞等で報じられておられますように、開港すれば自由出入りができるのだから、ますます活動ができるのだという彼らの仲間では声明をしておる状況でございます。そういうことでは、これはもう不安たざるを得ない、そういうことでありますから、率直に申し上げて、根絶するような気持ちで対策を講じたい。

それから、学生、学校の話もしばしば橋本さんも指摘をされ、私自身も橋本さんの資料等を御協力をお願いしておるわけでございますが、こういうものと私は一連のつながりがあると、かように見ております。そういう観点で、閣議においてもそういう状況を報告し、これは一法務省とか一警察の問題じゃなくて、政府全体としてそういう根本の認識のもとに対策を講じなければならぬ、こういう考えでございます。

学校とは、御承知のとおり、これもまた学園の自由であるとか、学園の自治の問題もありませんから、この規制は簡単にいきませんけれども、しかし、これは何と云っても暴力によって云々ということ、これは断じて許すべからざるものでありますから、これは東大の問題等もありませんけれども、全力を挙げて解決に進みたいと、かように考えておるわけでございます。

も、全力を挙げて解決に進みたいと、かように考えておるわけでございます。

○橋本委員 私は、大臣のおっしゃる通りに、こういった暴力集団の根絶、そういうことがまさに根本問題として急がねばならぬと思っております。そのための国民世論の喚起ということもきわめて大事であります。それに関連して、私は警備の問題での重大なミスというよりも、ゲリラに翻弄されたという、このことの警備上の問題と責任というものは重大だと思っております。たとえばあいう広大な、人間が悠々と入れる地下道があって、どこから入ったらどこに抜けられるかといった問題、実に彼らはよく研究をしておるわけですね。ある報道によりますと、三カ月前から彼らは管制塔襲撃の作戦を立てていた、こういうことが報道せられていましてあります。しかも、きのうは鉄塔の撤去がありました、長時間かけてコンクリートブロックを打ち抜いて機動隊員が中に入ってみると、機動隊員は知らなかつたけれども、抜け穴が掘られていて、そして彼らはもう逃亡してしまっている。文字どおり一万数千の警備隊が、言ってみれば政府自身が翻弄されているような彼らのゲリラ活動です。こういうことを考えますと、あの警備について地下道の存在に対する配慮が足らないし、彼らがつくり上げ、構築をしてい

る、彼らの拠点となっている、彼らのまさにとりです、この状況についても警備状況としての把握が十分でない。こういう状況を見ますと、国民としてはこんな少数のゲリラに翻弄されるような警備体制で果たして安心しておられるだろうかという不安があるわけですね。なぜこういうことがわからないのだろうか。これは大臣の直接の警察の所管じゃございませんから、大臣直接の答弁はむずかしいと思っておりますけれども、しかし国務大臣として、また法務大臣として、こういうこととは、これは警備上のミスというよりも、まさにゲリラに翻弄される幼稚な警備体制それ自体の重大な欠陥ではないか。そういう点をもっと徹底的に究明をするということが必要ではないかと思

すが、大臣はあの状況をどうに考えておられるでしょうか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 感想は橋本さんと全く同じでございます。私は、これは法務省あるいは検察庁、警察庁だけの問題ではないと考えておるわけでございます。といえますのは、まあ団結小屋というものは、前からこれは構築されてい

る。第一に、私はこれこれだかと思っております。これは航空法違反である、航空に支障があるということを取り除いた鉄塔が、さらにそれを構築するための鉄材が運ばれ、そして警察の目の前でこれを構築する、こういう事態が起こっておるわけでございます。そればかりでなくて、あらゆる材料が刻々運ばれている。こういう状態が一体この法治国家にあるだろうか、私は非常に率直に言って不思議に思っております。こういう点ほどに問題があるのか。これは現行法制をつぶさなま検討をするように指示してありますが、こういう点について、率直に申し上げて、日本の戦後の国民感情というものを、私は根本からこういうあらゆる問題について真剣に考える段階に来ておるのではないかと思っております。

これはどういふ点かという点、人権の問題と行政の接点がどこにあるのかと。率直に申し上げて、警察は人権、人権ということが盛んに言われるので、非常に手控えておるのじゃないかと。また法制上どうであるならば、これは改めなくちゃならぬのじゃないかと。こういうことは、政府だけではない、失礼でありますけれども、国会でも国民全体が、目の前でも成田空港を破壊するといいますが、使用を阻止するためのいろいろな準備が着々と進んでおる、それはわかっているわけでございます。それが手に負えないというの、私は世界じゅう探しても法治国家にはないのじゃないかと思っております。そういう点にどこか欠陥があるのじゃないか。もし法制上欠陥があるのなら、これは国民全体の同意を得て改めなければならぬ。

団結小屋の中が初めてわかったわけでございませう。数年前からあるわけでございます。数年前は土地だけでつくってあったようでありますが、堅固なコンクリートの構築物になっておる。中を見ると、まるでヘチの巣かあるいはモグラの巣みたいになっておる。これを今度初めて発見したのであります。ああいうものを構築しておるのは、やはりこういう一つの目標を持ってやっておったという事は、おおよそわかっておるわけでございませうが、そういうことを事前に調査することもできないような法制であつては、私はいわゆる治安の維持であるとか国民の安全を図るわけには、いかならないと考へておるわけでございませう。

○橋本教君 法制上の問題ということになりますと、私もまた別の意見があります。たとえば大臣は破防法の適用検討を指示してはいらつしやらないということもはつきりされました。具体的な法制上の検討がいま具体的にあるわけじゃないという事もそれ自体わかるのです。西洋のことわざに、あしき事例は悪法を生むというのがありますが、こういう彼らの過激暴力活動によって治安立法が強化されるという、こういうことは、これ自体が私は彼らの行動が民主主義破壊、民主主義の敵だと思つてから、その点は私は軽々に治安立法体制強化に向かうようなことは許されぬ、こう思つておるわけでは、いま大臣がおつしやつたことについて重大な問題は政府の姿勢、これに一つはあると思つておるわけでは、

たとへば一つの事実を申し上げますと、彼らは何と公団所有の土地の八十六・九ヘクタールに及ぶ広大な面積を不法耕作をして、ここで野菜をつくり米をつくりそこで食糧をとり、そしてその不法占拠して建てた構築物の中、彼らのいわゆるとりでの中には、今度は電電公社から電話まで引いて設置しておる、こういう状況があるわけですね。たとへばこういう場合は新しい法制ではなくて、公団自体がもっとしつかりすれば彼らに撤去を命ずることもできたのじゃないでしょうか。わ

れわれは不法に所有土地が侵害されれば、それこそ裁判所に訴へ出て彼らの不法占拠を解くという法的手続をとつてもやる方法があるわけですね。公団がこういうように彼らのあつた周辺におけるゲリラ基地を長年構築するというのを、自分の土地が不法占拠されながら漫然と許してきたという、こういうことに私は政府の彼らに対する甘い姿勢の一環が象徴的にあらわされておる、こういうことを本気になって政府が徹底的にやっておれば、事態はもっと違った方向に行つた可能性がある。私はひとつ大臣に言いたいのは、こういう事実から見ても、現にある法律、あるいは政府の行政的施策、これを断固として過激暴力活動を許さぬという姿勢で貫いてきておれば、今日の事態はもっと変わった局面になつた可能性があるはずだと、私はこう思つておるのですが、こういう事実について大臣の御所見はいかがでしょうか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 私は、あらゆる場合そうでございますが、特にこういう問題については法律をつくればそれでいいというものじゃないと思つておるのです。ですから、別によい法律をつくらうと考へておりません。いまおつしやつたような事態は私は詳細に認識しておりませんが、いま御指摘のありましたように、空港をつくるのに必要な場所の中に、すでに国で確保しておきながらこれを使つておつたと、耕作その他に、まあこれは事情は私つまびらかにしておりませんが、すぐ使うわけじゃないから耕作をしてもしようがないだらうと、いふところじゃなかつたかと思つておる。そういうのが高じてだんだん後の措置が非常に困つてきたということは事実であります。でありますから、そういうところを怠慢といひますか、手おくれといひますが、やはりちやんとすべきところをちやんとしなかつたということ、これはまさに反省をしなければならぬ、こういう点はあると思つておる。

○橋本教君 先ほど私も指摘をしたのですが、今後の問題で私が一番心配するのは、彼らのある幹部が、新聞によりますと、幾ら何でも一万余千の

警官を毎日これから何年にもわたつてあそこに配備することは不可能だ。しかも、現地の土地の地勢、現地の状況はわれわれの方がはるかによく知つておる。あらゆる状況に備えてわれわれの方が有利な条件にある、長い目で見て成田を廃港にまで追い込んでしまふような、そういうゲリラ破壊活動というものは幾らでもやれるのだと、あの事態が起つた中でまだ彼らのある幹部が豪語しておるというところが新聞で報道せられる。これはまさに大臣がおつしやつた、こういった暴力集団の根絶自体が大事だとおつしやることはそのとおりでありますが、具体的な問題として彼らがこんな豪語をしておる。こういう状況の中で、あの成田を安全な国際空港としてどうやって保持するかということについて、私は、政府としては警察、警備当局だけに任せないで、そして開港を急ぐための関係会議ではなくて、文字どおり、こういった彼らの長期の展望を持った成田廃港に追い込む破壊活動にどう対処するかということについて、政府の責任ある方針を出す閣僚会議、これを早急にやるべきではないかと私は思つておるが、大臣のお考えはいかがでしょう。

○国務大臣(瀬戸山三男君) いま橋本委員が言われるような宣言といひますか、公言といひますか、やつておることわれわれも承知いたしております。そういうものを含めて先ほど申し上げましたように、開港すればそれで済むわけじゃありません。将来にわたつて安全性を保つということが最も大事でございますから、対策を考えなければならぬ、かように考へております。

○橋本教君 じゃ私はきょうは法案の審議ですから、成田問題はこの程度にいたしまして、法案に関連をした質問を若干させていただきますと思つておる。まず裁判所に伺いたいと思つておるのですが、今回は裁判所職員並びに判事補の増員ということで法案が出されました。これ自体私も結構だと思つておるのですが、ただいただきました資料の十六ページ

の表を拝見いたしますと、欠員の関係で判事の欠員が六十五という数字が出ておる。で、今回の判事補の増員によつて現在の状況がどう変わるのか、そしてこの判事の欠員の充足という問題については、裁判所はこの法案と関連をして今後の対策としてどうお考えなのか。この点もしおわかりでしたらお願いしたいと思います。

○最高裁判所長官(代理者(藤見嘉美君)) 判事の欠員につきましてはただいま御指摘のとおり、昨年の十二月一日現在で六十五名でございます。法案審議の関係で十二月一日をお示し申し上げたわけでありまして、ちょうどこの時期がいわば年度内の欠員としてはピークに近い数字であるわけでございませう。実はこの数年間、戦前に任官された方々の定年退官等がかなり多くございまして、関係上、相当数の欠員が続いたわけであります。それも昭和五十一年に一応峠を越えまして、定年退官者の方々の数が非常に少なくなつておる。と同時に、判事補その他から判事に任官する見込みの方がかなり出てまいつたわけであります。本年の場合には二十期でございます。七十五名ほど判事に任命の予定でございます。これが来年になりますと、二十一期でございますが、現在のところ来年も七十五名ということに予定しております。そんなことでございまして、ここの二年の間に判事は急速に充員されるというふうに考へておる。ことしの二十期の判事補等が判事に任官すれば、四月十五日の現在の推計といたしましては、判事の欠員は二十二名ということになります。

なお、先ほど申し上げました二十一期七十五名、これがそのまま判事に任官するといひますと、来年の四月十五日の推計では判事の欠員は一けたかあるいは一けたに近い数字になるのではないかと、いふように推測しております。

○橋本教君 欠員関係がかなり充足される展望のあるお話がございました。そういう推移はまたよく見て進んでいただきたいと思つておる。それが、簡易裁判所が事務管轄の拡張ということによ

りましてかなり忙しくなつて事件数もふえているのですが、依然として簡裁の裁判官不在の解消という問題がなかなか進まない、こういう実情を聞いておりますが、こちらあたりの手当てについて何か御方針でもありませんか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也) 橋本委員御指摘のとおり、簡易裁判所にはかなりの数の裁判官がいないうけ、そのとおりでございます。昭和四十五年に事物管轄の拡張がございまして、民事事件がその時点で簡易裁判所がかなりふえたわけでございますが、経済情勢がだんだん変化してございまして、昨年あたりになりますと、もうほとんど昭和四十五年、事物管轄改正の直前に近いような事件の地裁と簡裁との配分比率という状況になってきておるわけでございます。したが

いまして、簡易裁判所がたぐささんあります中には、現時点におきましても非常にその事務量が少ない、およそ裁判官一人分の十分の一以下にしか当たらないというふうな裁判所が現在まだかなりあるわけでございます。したがいまして、現時点における展望といたしましては、そういうところに簡易裁判所判事を配置いたしますと、勢いその事件数のたぐささんございまして大都市の簡易裁判所等にそれだけのしわ寄せがいくということにもなつてくるわけでございまして、現状といたしましてはそういう事件数の著しく少ない簡易裁判所に簡易裁判所判事をどんどんこれから配置するということとはちょっとなかなかむずかしいのではなからうか、かように考えておるわけでございます。

○橋本委員 簡易裁判所の国民の側から見た充実ということが言われてかたじけなく、そのことは最高裁もよくおわかりだと思つていますが、私は全体として今度の増員によつて十分だと思つておりませんので、なお今後国会としても努力をし、裁判所としても要員の十分な確保で国民の権利を守る司法機能を十分果たしていただくというようにお願いしておきたいと思つております。

その裁判というに連関を言いますと、特に刑事事件については弁護人ということの果たす役割りが大きいわけですが、そこで私はきょうは国選弁護の問題について裁判所のお考えを承つておきたいと思つております。ことしの五十三年度裁判所所管予定経費要求額説明、これを拝見いたしますと、国選弁護人報酬を増額する経費として一億八千五百三十三万三千円というところで資料をお出しいただいております。そこで昨年は幾らこ

ういふ経費の計上で要求されて、予算額幾らに昨年度は決まったか、まず昨年の問題から数字を明らかにしていただけますか。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勳) 五十二年度の予算はこれは国選弁護人の報酬でございますけれども、十一億三千八百一十萬三千円というところでございまして、その前にさかのぼつて申し上げます。

○橋本委員 それで予算額は十一億、わかりました、私がお聞きしたのは、裁判所として五十二年度は十一億で十分だということと、それで決まったのか、もっと大きな要求をしていたのだけれども、こうだということなのか、その関係なんですよ。

す役割りが大きいわけですが、そこで私はきょうは国選弁護の問題について裁判所のお考えを承つておきたいと思つております。ことしの五十三年度裁判所所管予定経費要求額説明、これを拝見いたしますと、国選弁護人報酬を増額する経費として一億八千五百三十三万三千円というところで資料をお出しいただいております。そこで昨年は幾らこ

ういふ経費の計上で要求されて、予算額幾らに昨年度は決まったか、まず昨年の問題から数字を明らかにしていただけますか。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勳) 五十二年度の予算はこれは国選弁護人の報酬でございますけれども、十一億三千八百一十萬三千円というところでございまして、その前にさかのぼつて申し上げます。

○橋本委員 それで予算額は十一億、わかりました、私がお聞きしたのは、裁判所として五十二年度は十一億で十分だということと、それで決まったのか、もっと大きな要求をしていたのだけれども、こうだということなのか、その関係なんですよ。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勳) これは裁判所として十一億三千八百一十萬三千円、これは五十三年度は十四億五千五百二十萬二千円ということになつておりますけれども、こういう額が要求として裁判所としてはこれだけ国会の方へお願いいたしますというところで、これで相当であるというふうに考えていることは間違いないわけでございます。ただ、その相当であるというこの意味でございまして、国選弁護人の報酬は多々ますます併

ずすることも事実でございまして、できるだけ多くお願いしたいという気持ちはあるわけでありまして、したがいまして、これでもう腹満ち足りて十分であるかという、そうではない。しかし、じゃあ、これで絶対不足でぐあいが悪いのを我慢しているかという、それでもないわけでございます。そういうふうにお答えいたしておきます。

○橋本委員 そこがわかつたようなわからぬようなやっかいな話なんです。

私は国選弁護というのをどうとらえているかという考え方が裁判所としてはつきりしてないのじゃないかという不安を感ずっているのです。言うまでもありませんが、国選弁護制度というのは戦後わが国にできた、言つてみれば世界に誇れる司法制度の一環というところでございまして、思つておりますが、問題はこの国選弁護というものが貧しい人たちに對する社会奉仕というこの範囲を出でないという考え方に裁判所はとどまつておられるのか。それとも、この国選弁護を通じてわが

国の民主的な司法機能を十分に充足していくという意味で、まさに憲法上の要請としての重要な制度である。単なる貧しい人たちに對する救済という範囲にとどまらない、日本の司法機構全体を、これはやっばり憲法上の要請にこたえていく重大な制度だというように認識なさっているのか。弁護士が社会奉仕をすればいいという制度に認識なさっているのか。その点が私ははつきりしてないのじゃないかと思つておりますが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勳) これはたゞいまの確に指摘されました二つの面があるわけでございまして、一つは、これは現在の当事者主義の訴訟の面において、法律のプロフェッショナルと申しますか、要するに専門家としてその技術と知能を大いに働かされる、それが日本の刑事裁判がかりっぱな結果を生むということのためにも一つの大きな柱であるということ、これはもう疑いのないところでございまして、そういう意味ではそれにふさわしい報酬ということで考えていかないと、これはもう御説のとおりでございませ

す。ただ、このもう一つの面がございまして、これは、国選弁護人の費用というものは結局これは被告人の負担になるものでございまして、貧困であつて、みずから支弁することができないことが明らかである者以外には全部、有罪の判決を受けて、これから場合によつては懲役にいかなければならぬ人が払わなければならない金であります。それを、じゃ今度は必ずそのまま取り立てられるかという、たとえば裁判所に一定の期間内に申請し

て認められれば、今度は免除という制度もございまして、全然支払い能力のない人には、しかし、その免除した場合に結局どうなるかといへば、それは税金によつて賄われるという面がございまして、先ほどおっしゃいましたもう一つは、面では先ほど最初に申し上げたように、法律のプロとしての活躍、非常に高い意味を持つところの活躍という面もございまして、この両方の間のバランスをとつていくということになりますので、そこが意味では何を考へているかわからぬのじゃないかというふうな言われるゆゑんであるかと思つておられます。

○橋本委員 国選弁護人の報酬がどの程度であるべきかというの、いま言ったような原則と、それからあなたが御指摘になつたような面と、多面的に考へられる必要があることは私もわかるのです。そうだけれども、いまの制度はどうなつてい

るかという、法律の定めによつて裁判所が相当と認める額ということになつては、裁判所が一定の基準をおつくりになつては、こういうことですね。これについて、長年の間、日本弁護士連合会からも国選弁護報酬の引き上げということが、いづいぶん要望として出されてまいりました。大体どの程度の基準がいいのかということについては、弁護士は弁護士会で報酬規程というのをつくつておられるわけですが、この妥当な額が幾らかということについては参議院の法務委員会でも衆議院でも議論をされて、いままでの資料を見ますと、最高裁の方もできる限り弁護士会の報酬規程、そういうものに近づけた報酬を支給するようにするの

が、これがいいと思つておられることは繰り返して答弁されておられると思つておられます。違ひは、最高裁判所長官代理者(岡垣勳) 弁護士会で決めておられる報酬基準にできるだけ近寄せるといふことで努力しておつた時期があるわけでございます。その時期、これは大体四十八年ころま

で、つまり日弁連の報酬基準が大体一件二万円ぐらゐの基準として考えられていたところまでは、それに近づけるようにというわけで、裁判所も一万六千四百円にしたり一万九千四百円にしたりというわけで、近づけることを努力しておったわけでございます。そのときの答弁としては近づけることがこれが望ましいし、それが目標であるというふうにずっとまゐっておりました。しかし、その後、これは二万円から日弁連の方の報酬基準が六万円に三倍になりました、それからさらに、いまでは単独の事件では十五万円でございますか、合議では二十万円というふうになり、三、三と上がってしまつたものでございますので、私もとしましては現在の基準については、それに近づけることが理想であるというふうには考えておりません。また、それも申し上げておらないはずでございます。

○橋本教君 日弁連も現在の時点に立つて、国選弁護人報酬額等要望書というのを五十三年に出しておりますけれども、これをさらに進めようというわけに、日弁連の一件十五万という規程そのとおりにせよとは言っておりません。その半分、七万五千円程度にはせめていまの状況の中ではすべきだと、こう言っているわけですが、だから報酬規程そのとおりに、そのところがいま焦点ではなくて、せめてこの半分にできないかという要望がきているわけですが、これにせめて近づけるということ、このぐらゐの努力はなされる必要が私にはせぬかと思ひますが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理人(岡垣勲君) 半分がいいのかどうかという、その御指摘の線につきましては、実ははつきりとした線がないのだというふうには現在まだ申し上げるところまで至っていないわけでございます。この国選弁護人報酬というものの現在のじゃ決め方はどうしているかというふうには言われませんが、本来はあるいは演繹的でも申しましうか、一定のプリンシプルでもって、これはかくあるべきであると、したがって、こうで

あるというふうにするのが一番わかりやすいかもしれないが、現在ではむしろ逆に帰納的とも申しましうか、従来こういうふうになつてきてこの程度になつてきておると、そうすると、それを現在の情勢ではもう少しこれくらいまでしなくてはいかぬではなからうかというふうな形で決まっております、理論的にはちつともすつきりしてないことは御指摘のとおりでございます。じゃ、それを半分まで持つていったらどうか、こういうお話でございますけれども、私もとしましては、現在の基準というものが弁護士会の方で言つておられる半額の七万円というのにはほど遠いものであるといつても、先ほど申し上げましたようないろいろな事情を考えると、この程度がまんしてもらつていいのじゃないかというふうな考へておられますので、その半分までいままぐに持ち上げるべきだというふうにはちつと申し上げられないと存じます。

○橋本教君 そこらあたりの検討をもつと申し上げてもいいのですが、いま裁判所での基準で言へば、地裁関係で大体三開延を基準として二万九千円程度ですね。私も弁護士ですからしばしば国選弁護をやつてまいりましたけれども、まず弁護士会へ行つて事件を受任する。そこでは罪名しかわかりませんから、だから担当部へ——裁判所へ行つて、検察官のところへ行つて記録の閲覧をし、それで裁判所へも連絡をし、それで大体概要を見た上で、今度は刑務所まで車を飛ばして行って面会をして本人の意見を聞き、それから関係者を事務所に呼んで事情を聞き、それから記録を全部閲覧をして弁護方針を立て、また被告人のところへ面会に行つて、弁護方針に基づいて打ち合わせをする。かなりやっばり大変なんです。これで地裁事件がいま二万九千円、つまり三万円程度と、こうなりますと、実際にいまの弁護士の事務所維持という現状からいいますと、これは低いです、何といつても。だから日弁連十五万と言つていますが、せめて半分の七万五千円には限度を引き上げるように努力してもらいたいというの

は、これはぎりぎりの要望だと思ふのですね。それを裁判所は十分に検討するという姿勢にいま立っていないという答弁ですから、私はこれは今後とも十分に研究してもらわねばならぬと思ふのです。御存じのように、弁護士に対して非常に安い報酬で社会奉仕という制度で、このままでいいだろうか。ある学者が言つていますけれども、不当に低い報酬によつて国選弁護をやらせるといふそのこと自体は、弁護士に社会的犠牲を強いるというだけじゃなくて、国選弁護の制度を通じて本當に民主的な被告人の権利を守る裁判を十分やつていくという憲法要請にも反することになりはせぬかという議論がありますね。そういう結果になることを私は実は心配するわけですが、だから日弁連としては、この報酬の決め方について裁判所が裁判所の認定というところで基準をおつくりになつておられるわけですが、弁護士会としては、これに対してはそういう制度では十分でないから、国選弁護人の報酬等に関する法律案をつくりまして、そこで基準をつくるということにしたらどうかという案を前から出しているわけですが、私もいまの御答弁を聞いていますと、これは裁判所に任せておいたらなかなか弁護士の実情なり意見が反映せぬなと痛感をしたわけで、なおさらこういう第三者の入つた報酬審議会の制度が要るのじゃないかという気がするわけですが。

今後この国選弁護の充実ということについて御検討願いたい第二の理由として、実際にいまの刑事事件の中で国選弁護がついている事件は、パーセンテージのぐらゐあります。○最高裁判所長官代理人(岡垣勲君) 国選弁護人がついているパーセンテージは各裁判所によつていろいろでございますが、大体平均しまして半々であらうというふうな考へております。——ちよつと待つて下さい。いま具体的な数字を出しますので…… ○橋本教君 司法統計年報で数字が出てくるのじゃないですか。

○最高裁判所長官代理人(岡垣勲君) はい、出ています。ちよつとこれに書いてきたものから…… ○橋本教君 それじゃ、大体いいですが、六割ぐらゐになつておられるのじゃありませんか。

○最高裁判所長官代理人(岡垣勲君) 裁判所によつて、簡裁、地裁、高裁によつてそれぞれ違つた数字でございますが、大体半々ちよつとオーバーするぐらゐと考へておられますけれども、いま具体的な数字を——後でちよつと…… ○橋本教君 それじゃまた数字は……

つまり刑事事件の半数より上回る数が国選弁護人という制度によつて運用されているという実情ですね。これは大変な数字なんです。全体の刑事事件の二割とか二割ならわかりますが、半数以上なんです。こうなりますと、裁判所はこの国選弁護の充実ということについて、弁護士会自体も自主的に努力はしておりますが、裁判所としてもこの充実という面を考えれば、報酬という問題についても弁護士会の要望を十分入れるという姿勢にもつと立ってもらいたいと私は思ふのです。そういう点について司法事務協議会等でもいろいろ議論されておりますが、法曹三者協議会、こういうところでも十分に議論をして、報酬のアップという問題についてさらに検討するということについては、お考えはいかがですか。

○最高裁判所長官代理人(岡垣勲君) 最初に先ほどちよつとすぐ出なかつたので申し上げませんでした。ここで申し上げますと、昭和五十一年度で申しますと、高等裁判所では国選弁護人がついた被告人の割合は、これは二四％でございます。それから地方裁判所では四五・九％でございます。それから簡易裁判所では六八・六％でございます。それで事件数は地方裁判所が圧倒的に多いわけでございます。ですから、全部をならしたところでは大体地方裁判所の線に近くなるのじゃないかと思ひますが、地方裁判所の四五％、四六％で、簡裁が六八％となりますと、なりますと先ほど申すとおり大体半分ちよつと超すか半分ぐ



らしいという数字になります。

それから先ほどお話のございました審議会のよ  
うなものをお考えのどうかと、裁判所だけで考  
えていてもどうにもならぬのじゃないかというふ  
うなお話でございますが、現在、国選弁護人の報  
酬基準が安いというふうにいまだ批判を受けてお  
つて、裁判所に任じておつてはどうかというふう  
な反省しなればならぬと思っておりますけれども、し  
かし、現在の法律制度の上から申しますと、もう  
こんなことを申し上げるまでもございせんが、  
国選弁護人報酬というものは、個々の事件によ  
つていろいろ性格が違ひまして、それで結局その受  
訴裁判所と申しますか、その事件を審理しておら  
れる裁判官は、いろいろな事情を考へて妥当な額  
を決められるのが一番いいというふうには私も  
考へております。したがって、現在の国選弁護  
の費用の定め方として、刑事訴訟費用等に関する  
法律の八条二項で、「裁判所が相当と認める」額で  
いいというふうにいふのはそれでいいと。  
たとえばこれは大分なんかの例の、家族と一緒に  
海へ落ちてというところで起訴されている事件がご  
ざいますけれども、これは昭和五十年の八月から  
五十二年の暮れまでの間の国選弁護人の報酬とし  
ましては、純報酬が一人当たり五十五万円、三  
人ついでおられますから、百六十五万円の報酬、  
それからそれに騰写される費用がありますから七  
十二万円、合計しますと二百三十七万円支払つて  
おるわけでありませう。まだこれから事件は審理が  
続いていきますから、報酬もあるいは記録の騰写  
料もまだこれから出ていくと思ひます。それで、  
これは先ほどからお話しになつています地方裁判  
所の事件でございますけれども、三万円という基  
準で、かつこれだけお支払いしているわけであり  
まして、個々の事件について具体的な妥当な、こ  
れは一例でございますが、費用というものは、私  
は各裁判所が支払つておられるというふうにお考  
へております。

基準がじゃ低過ぎるんじゃないかということに

なると思ひますけれども、その基準というものは大  
体こういふふうにお考へておつて、つまり現在の  
刑事事件のうち、地方裁判所を例として申し  
上げますと、九〇％はこれは自白事件でございま  
す。それから、その全事件のうちまた九〇％ちよ  
つと超える九一・数％まではこれが単独事件でご  
ざいます。そうしますと、単独事件で自白事件と  
いうものは、九〇％掛ける九〇％で、ごく大まか  
に見まして八〇％でございませう。こういう事件は  
大体どういふ程度の審理が行われるかと申します  
と、東京地裁なんかの例ですと、もう三開廷、ま  
あ第一回に起訴状を読んで調書を調べる、第二回  
目にそのときの証人を二、三調べたりあるいは被  
告に質問する、第三回目に情状証人を調べて論  
告、弁論をする、その次に判決と。これは大体各  
一回の時間は一時間でございます。そういうよう  
な審理がやられるわけですね。もちろんそこまで  
出てくるまでには、先ほど御指摘がありましたよ  
うな弁護士さんの底の底をなすところの、拘置  
所へ行かれたり家族と会われたり、いろいろな努  
力があると思ひます。ですからそれを無視しては  
いけません。一応そういう事件を考へて、そう  
いふ事件であれば、まあ大体実質三開廷とすれば  
三万円ぐらいでもよくなるんじゃないかという感じを持つ  
わけでございます。しかも、それは必ずしも拘  
束するものではない、それを頭に置きながらそれ  
ぞれの事件について適当な額を決めると。私も  
としましては、その額そのものについて、確かに  
弁護士会の方で御満足でないというところはよく存  
じておりますし、そういう意味では大いにこれか  
ら努力を続けていかなければならぬと思ひます  
が、さらにそういう審議会のようなものをつくつ  
ていろいろ検討しなければならぬということまで  
いま決心しているわけではございません。ただ、  
そういう問題があるということはおよく存じており  
ますし、なお検討していきたいと思ひます。

○橋本教君 それじゃ、まああと二、三問にしま  
すけれども、弁護士が刑事事件の弁護として重要  
な役割りを果たしながら、その国選弁護というこ

とでの制度で、報酬を――裁判官が事件の判決す  
るならいいですが、報酬にまで判決するというの  
は、どうも制度として私は問題があるという気が  
するのですよ。だからそういう意味では、審議会  
というものがあれば、これは公正な判断がある  
と、こう思ふのです。いずれにしても、いまおつ  
つしたような状況だというように簡単にごらん  
になると、弁護士の業務の実際の苦勞なり何なり  
を見逃すこともありませうから、日弁連の要望はも  
つとしっかり受けとめてもらいたい。

それから、二点だけ要望しておきたいのです  
が、第一点は、弁護士会はかねてから記録の騰写  
費、交通通信費等いわゆるいまおっしゃった弁護  
士活動の底辺をなす諸活動、これについては別途  
に支弁し得るような予算の組み方をやつて、その  
都度支払いという制度にしてもらいたい、こう言  
つていいのです。こういうことが実現してもら  
いたいという要望についてどうお考へか、これが  
第一点。

それから第二点は、弁護士会へ国選受任に参り  
ますと、事件名だけしか書いてないのです、窃盗  
とか業務上過失とか。起訴状が添付されてないの  
です。だから、どういふ公訴事実で起訴されたか  
をまず知らなければ話にならぬわけですよ。それ  
を検察庁へ行つて記録を閲覧する、あるいは裁判  
所へ行つて閲覧する以外にないのです。いやしく  
も裁判所から弁護士会に、この事件についての国  
選弁護人を弁護士会で選任してもらいたいという  
そういう手続をするときに、起訴状騰本の写しを  
弁護士会に送つておいて、そこで弁護士が罪名だ  
けでなく公訴事実もすぐつかんで対応できるように  
するといふぐらゐの手続の親切さはあつていい  
のじゃないか、私はこう思ふのですが、この二点  
についてお伺ひして質問を終わります。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勲君) 第一点の問  
題でございますが、これは刑事訴訟法で国選弁護  
人に対しては、旅費、日当、宿泊料それから報酬  
を支払うことができるようになっておりますけれ  
ども、そういう騰写料とか、あるいはいはいわゆる

実費でございますね、そういうものを特別の名目  
でもって支払うということになっておりませぬの  
で、現行法のたてまえとしては、これは報酬の中  
に含めてお支払いするという現在のやり方以外に  
はないのであらうというふうにお考へております  
。それで実際運用をされている裁判所として困る  
から、大いに法律改正なり何なり法務省にでも働き  
かけたらどうかということになるかと思ひます  
が、しかし現実の問題としましては、たとえば騰  
写の問題にしても、すぐにそういうふうな別  
に払えるようにした方がいいというふうにもまた  
現在のところ考へておりませぬ。というのはメモ  
をとるながら記録をこらんにすると非常によくわ  
かるという問題もあつて……

○橋本教君 難事件ならそうはいかないです、絶  
対にいいない。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勲君) そういうこ  
とをされる方もあつてございませぬが、そうい  
うのメモというものと、それから普通にばつと  
出される騰写との関係をどういふふうにお考へて  
いかかという問題もございませうし、それから一  
般の事件で、事件記録をさつと全部騰写しなけり  
やならぬ、あるいはこの部分は騰写しなけりや  
ならぬといふふうなものは、先ほど申し上げまし  
たとおり、事件全般から見ますと数は必ずしも多  
くはないという認識を持っております。そのよう  
なことで、しかも現在実際必要であるもの、おや  
りになったものについては、もう普通の純報酬と  
考へられるものの上積みしてお支払いしてお  
りますし、それから税法上の手当てもしてあるわ  
けでございます。特にここで強く立法府の方  
にお願いしなさいなならぬといふふうには考へてい  
ないわけでございます。

それから第二問目の、お願ひする以上は起訴状  
の騰本ぐらゐにつける親切心があつてはどうかとい  
う点でございますが、この点ちよつと私きようう  
つかりしております、それぞれの弁護士会、そ  
れぞれの裁判所で扱いは違ふと思ひます。そうい  
う問題が第一審強化方策地方協議会の中で出てお

るのを見た記憶がございますので、裁判所によつていろいろなやり方をやっているのではないかとお思います。現在現実どうやっているかという把握を私ちょっとしておりませんので……

○橋本敦君 大阪なんかないですよ。

○最高裁判所長官代理人(岡垣勲君) そうでございませうか。研究させていただきたいと思つております。

○橋本敦君 時間がありませんので、きょうはこれで終わります。

○委員長(中尾辰義君) ほかに御発言もなければ質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(中尾辰義君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

寺田君から発言を求められておりますので、これを許します。寺田君。

○寺田熊雄君 私ほただいま可決されました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

最近における社会、経済事情の変化に伴い、複雑かつ困難な裁判事件が増加する傾向にかんがみ、政府並びに最高裁判所は、裁判官及び書記官、速記官など裁判所職員の増員及び充足に

努めるとともに、その資質向上など諸般の施策を講じ、もつて、裁判の遅延の解消を図り、国民の要請にこたえるべきである。

右決議する。

御賛成のほどをお願いいたします。

○委員長(中尾辰義君) ただいま寺田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(中尾辰義君) 全会一致と認めます。よつて、寺田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、瀬戸山法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

瀬戸山法務大臣。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきましては、慎重に御審議をいただき、なお、その間種々の御注意等いただきまして、これを厚くお礼を申し上げます。

なお、ただいま御決議いただきました附帯決議につきましても、御決議の趣旨を十分尊重いたしまして、全力を挙げて努力をいたしたいと思つております。

本当にありがとうございます。

○委員長(中尾辰義君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第三〇六一号)(第三〇七五号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第三〇七九号)(第三二二〇号)(第三一九九号)

第三〇六一号 昭和五十三年三月十日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区東玉川二ノ三二ノ七 岡野俊夫外九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三〇七五号 昭和五十三年三月十日受理

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大増員に関する請願

請願者 神奈川県小田原市風祭一八〇 武田伸六外百二十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第三〇七九号 昭和五十三年三月十日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市高鷲一ノ五ノ一 小倉勝

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三二二〇号 昭和五十三年三月十一日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 大阪府吹田市江坂町五ノ七ノ三 藤目陽子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第三一九九号 昭和五十三年三月十五日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 大阪府八尾市庄内町二ノ一ノ一五 駕田純子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。